

平成16年10月19日

於・共用会議室G・H

食料・農業・農村政策審議会
総合食料分科会食糧部会議事録

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、部会長あいさつ	1
1、配付資料の説明	2
1、総合食料局長あいさつ	4
1、配付資料の説明（続）	5
1、意見交換	17
1、閉 会	41

開 会

太田需給調整対策室長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針につきましては、先般7月にこの食糧部会で御議論いただき、策定、公表いたしました。11月にはそれ以降に確定するデータ等をもとに必要な見直しを行い、公表することとしております。

本日は、この見直し、公表に向けた御議論をお願いいたしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、委員の皆様の出席状況ですが、本日は、生源寺委員、大泉臨時委員が御欠席でございますが、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第9条の規定により、本部会は成立しております。

なお、竹内委員におかれましては、御出席の御回答をいただいておりますが、若干おくれられるようでございます。

それから、当方の局長、若干おくれっておりますので、その後、局長のあいさつの時間を設けておりますけれども、まいり次第させていただきたいということで、部会長、お願いいたします。

それでは、部会長、司会の方、よろしくお願いいたします。

部会長あいさつ

八木部会長 本日は、委員の皆様にはお忙しい中をお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

ただいま事務局からもございましたように、本日は、11月の基本指針の見直しに向けた議論をお願いいたします。この11月の基本指針では平成17年産の各都道府県産米の生産目標数量についても定めることとしておりますので、本部会として十分な議論を行ってまいりたいと考えております。このため、11月に再度本部会を開催したいと考えており

ますので、委員の皆様には御協力をお願いいたします。

ここで村上総合食料局長さんからのあいさつをいただくわけですが、所用によりおくれておりますので、議事に移りたいと思います。

まず本日の進め方についてでございますが、先ほども申し上げましたように、本日は、11月末までに見直し、公表いたします基本指針に向けての議論をお願いいたします。このため、まず事務局から米の作柄概況や豪雨、台風等による被害状況等の最近の米の需給状況、都道府県別の生産目標数量設定の考え方、米政策改革の推進状況など、基本指針の見直しに向けた背景について説明をお願いし、その後一括して御質問をいただき、意見交換を行いたいと考えております。

お手元にお配りしておりますように、本日は説明資料が盛りだくさんとなっておりますが、おおむね正午ごろを目途に終了する予定で進めてまいりたいと考えております。このため、事務局からの説明については簡潔に、ポイントを踏まえて説明をお願いします。

このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのように進めてまいります。よろしくお願いいたします。

配付資料の説明

八木部会長 それでは、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

先ほども申し上げましたように、資料が多くございますので、順次手際よく説明をお願いいたします。

野村生産流通消費統計課長 それでは、資料1-1を説明させていただきます。統計部の生産流通消費統計課長でございます。

資料1-1の9月10日現在におけます平成16年産水稻の作柄概況でございます。

括弧書きに書いてございますが、この9月10日現在の時期につきましては、もみ数確定定期調査と申しております、全国に約1万強の作況指数調査筆がございますが、そこにおきまして計測可能な穂数とかもみ数、こういう収量構成要素と申しますが、収量の器の大きさを実際に実測しまして、その中にどのくらい実が入るかということにつきましては今後の気象が平年並みに推移するということを前提に、重回帰分析で推計したものでございます。

その結果によりますと、その下の概要の2でございますが、御案内のように6月、7月

は全般的に季候に恵まれまして、全国的に豊作基調で推移しておりましたけれども、8月中旬以降相次いで大型で強い勢力を保ったまま台風15、16、18号が日本に接近、上陸いたしましたして、その進路に当たりました北海道、東北、北陸の日本海側と中国、四国及び九州で被害が発生いたしました。一方、それ以外の地域では生育・登熟はおおむね順調ということで、台風によって作柄が平年を下回った道県と台風による影響が小さくて、作柄が平年を上回った、そういう府県に分かれまして、双方の作況が拮抗したということで、全国の平均では、この一番下の行に書いてございます101、収量528キロ。平成16年の平年単収525キロに対して528キロということで、作況指数101という形になっております。

県別の状況は、6ページを開いていただきますと日本地図がございますが、先ほど申し上げましたように、北海道、東北、北陸の日本海側、それから山陰、九州、四国は100を切るような作況になっております。一方では、東北の太平洋側、関東、東海、近畿までは100を相当超えるような県も見られるという状況になっております。

なお、特に秋田は86になっておりますが、これは台風15号で潮風害、このときにはほとんど雨が降っておりませんで、海の塩水を台風が巻き上げて、それが水稻の穂にくっついて、真っ白に枯れるという状況でございますが、そういう被害がございました関係で、秋田、山形、新潟の佐渡等はかなり低い作況になっております。

それから、最後のページ、ページ数は振ってございませませんが、今申し上げましたのは、9月10日現在の作況で、その後、気象が平年並みに推移するという前提のもとの数字でございますが、そういう作況調査につきまして幅広い情報提供をしようということ、あるいは作況調査をよりの確な実施を行うということで、水稻作況委員会というのを設けております。委員の方は下に書いてございますけれども、この作況委員会の意見を9月10日現在を公表した、9月22日に同時に出しております。

これの1のパラの後段のところでございますが、気象庁の1カ月予報等の推移からすれば、平年並みに推移すると見込まれるけれども、これまでの台風による穂ずれ・もみずれ、要するに15、16、18号の台風による穂ずれ、もみずれ、潮風害、倒伏等の被害が発生した地域では、秋雨前線や今後の台風による倒伏の進行や穂発芽等、遅場地帯では出穂後の高温・寡照による登熟不良の作柄への影響が懸念されるというふうに結んでおまして、その後の推移につきまして、ここに資料をつけておりませんが、実際には台風21号がきたり、その後、秋雨前線の影響で九州とか中・四国では収穫期がかなり後ろにずれているという状況になります。10月1日現在で統計・情報センターの職員がほ場の巡回とか、

あるいは関係機関からの聞き取りによりまして収集した情報によりまして、収穫作業が相当おこなわれているということと、中・四国、九州を中心に倒伏、穂発芽による被害がかなり発生している状況でございます。

いずれにしましても、10月15日現在、この調査におきましては、実際にほ場で坪刈りを行って調査するわけでございますが、現在取りまとめ中でございます、26日に公表を予定しているところでございます。

以上でございます。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 村上総合食料局長がお見えになりましたので、ここで局長からごあいさつをいただきたいと思っております。お願いします。

村上総合食料局長 おはようございます。総合食料局長の村上でございます。きょうは別の会合でちょっとおくれまして大変申しわけございません。

きょうはお忙しい中、また天気が悪い中に御参集いただきまして本当にありがとうございます。

来年度の生産目標数量、県別配分の御議論をいただくわけでございます。需給情勢、いろんなものにつきまして御説明させていただきます。

御案内のとおり、米政策改革の中で20年度に向けまして生産者・生産者団体が主体となった需給調整、生産の体制に進んでいくわけでございますけれども、そのためにもどういう売れ方をしたかということが生産者にきちっとシグナルとして伝わるということがやはり非常に大事ではないかと思っております、できるだけ客観的なデータに基づいて需要に応じた生産を促進する手法とするということが非常に重要ではないかと思っております。

この新しい改革の初年度、我々もいろんな産地づくりのための支援、基本的な集荷円滑化対策の取り組みなどについて各ブロックで話し合いをし、農政事務所を通じながら各県、市町村、団体の皆様方と協力をしてまいったところでございまして、その中でいろんな意見が出てきております。そういうものも十分御説明させていただきますので、忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。

きょうはよろしく願いいたします。

八木部会長 どうもありがとうございました。

配付資料の説明（続）

八木部会長 それでは、資料説明を続けてください。お願いします。

高橋計画課長 総合食料局計画課長の高橋と申します。

それでは、引き続き資料に基づいてまず当面の米の需給をめぐる情勢について御説明をさせていただきます。右肩の資料1 - 2をごらんいただきたいと思います。

ことしの豪雨、台風等の災害状況・対策についてでございますが、先ほど統計部の方から御説明しましたように、ことし台風15号、16号、18号などによりまして日本海側の潮風害ですとか、九州の被害が出ております。そういう意味で、この夏はかなり豊作基調という感触だったわけですが、ことしはかなり災害対策も重要な年になっております。見出しだけ追っていただきますと、そういう対策として1の農業共済、災害の補償措置、2の被害農家のための低利金融措置、あるいは3の農地、施設に対する災害復旧措置などを講じております。

また、1枚めくっていただきますと、これも見出しだけ見ていただきますと、加工用米、これを農家の減収量に応じて出荷を調整する措置。値段の安い加工米の出荷量は減らせる。そういう措置でございます。

あるいは2番目ですが、集荷円滑化対策、これは後ほど申し上げますが、過剰米を区分出荷する対策、これも生産者の拠出金というのがあります。これを被災農家は返還、あるいは免除する、すなわち、土砂流出などによって田んぼがつぶれてしまったというような場合には返還・免除するという措置をとることにしております。そういう災害対策があるということをまず御説明させていただきました。

それから、次の資料でございます。資料1 - 3。そういう中でことしの価格の動向ですが、横長の図ですけれども、米価格センターにおけます入札取引状況。このグラフは、一番左下の方を見ていただきますと、16年産と書いた部分がございます。左下から太線で3回分ございます。直近の9月下旬の入札の結果が16年産は1万6285円。その下の点線はおとし、14年産ですが、おとしはほぼ作況101の平年の年でした。これと比べますと、14年産1万6176円に比べて100円強、全銘柄平均としては高くなっております。

一方、一番上のやや跛行しておりますのは、昨年、15年産の価格でございます、こ

これは御承知のとおり、冷害で作況は全国で 90 でございました。そういう意味で価格が高騰した年でありますので、ことしの価格は昨年とはある意味で比較の対象にならないわけですが、現時点ではおとし並みという推移になっております。

次回本格的な入札は 10 月末になります。それにつきましては 1 枚めくっていただけますでしょうか。今後の入札の日程でございます。

本年産米の基本取引につきましては、これまで 4 回入札が実施されてきております。先ほど御紹介した価格は第 3 回の 9 月 28 日のものです。

今回は 10 月 27 日でございます。多分この前あたりに 10 月 15 日現在の作況が発表されると思いますので、この月末に作況がどうなるか、それを受けた価格がどうなるかというのが 1 つ重要な点であろうかと思っております。

また、きょう御議論いただく 11 月の基本指針、あるいは来年の生産目標数量というのは 11 月末までに決める予定にしておりますが、特に次の次の入札、これが 11 月 26 日、第 6 回でございます。できればこの入札の前に政府として基本指針を示して、米の需給、あるいは国の政策の見通しを示せるよう、進めていきたい。そういう意味で食料部会の委員の皆様にも 11 月のこの前の段階で再度御議論いただければと考えております。

引き続きまして、資料 1 - 4 でございますが、そういう中で政府米の買入れについてでございます。この資料は左肩に小さく書いてございますが、9 月 10 日現在の作況公表時、9 月 22 日に政府として発表したものでございます。

16 年産米等に係る政府買入れについてということで、アンダーラインのところを追っていただきますと、まず最初のパラのアンダーラインですが、米政策改革のもとで、ことしから政府米の買入れは入札によることにしております。

そういう中で、その下の 1 の 16 年産米の政府買入れの部分ですが、7 月に御議論いただきましたときには、来年 1 月以降から入札を開始することを基本としておりました。ただ、ことし、実際、作が早くなりましたので、そういう意味で、その下の部分にありますように、上場の銘柄も例年より早く出そろう。政府買入価格の基礎となる指標価格の形成時期も早まると見込まれることから、必要な事務手続が完了次第、年内から政府買入れを開始することにしております。

なお、具体的にどれだけ買うかという数量については、その下の参考にありますように、7 月の基本指針では 40 万トン。6 月末の在庫は 60 万トンになっております。それに 40 万トン買い足すということにしておりますが、具体的には 11 月の基本指針の見直しの際

に決めるということで、この数量についても次回、11月に御議論いただくときに考え方を
お示ししたいと思っております。

最後に、下のところですが、15年産米についても当初10万トンの枠を設定しましたが、
9万トンの買入枠が残っております。今月いっぱい、10月末まで買入期間を延長して買
入れを進めているところでございます。

1枚めくっていただきまして、これは右肩の参考、ことしの7月21日、前回の指針の
際に御説明させていただいた政府買入れの方法の考え方でございます。

見出しだけ追っていただきますと、入札対象の銘柄、あるいは入札の参加者、入札の時
期、こういったことについて、これは基本的考え方でございますので、年内の入札開始に
向けてより具体的な内容は次回、11月までに政府として検討して、またこの場でも御説
明できるようにしていきたいと考えております。

足早で恐縮ですが、資料2を見ていただきたいと思えます。

以上申し上げましたのが需給の情勢編でございますが、以下、来年の生産目標数量につ
いての主な論点について御説明させていただきたいと思えます。きょうは論点をお示しす
るということで、具体的な数字なり、やり方というのは次回のときにお示ししたいと思
います。きょう論点を提示させていただきたいと思っております。

まず1のところですが、17年産米、来年の米の生産目標数量については、まず来年の
全国の需要見通し、これを基礎に、ことしの10月15日現在の水稻予想収穫量、ことしど
れだけとれるか。さらに、政府備蓄米、あるいは民間在庫の水準、こういったものを勘案
して決めたいと思っております。

そういう意味で、まだ10月15日現在の収穫量ですとか必要なデータが整っておりませ
ないので、具体的なものは11月にお示ししたいと思っております。

2の部分ですが、全国の目標数量を決めた後、県別の生産目標数量、これについてもあ
わせて11月末までに指針の中で決めたいと思っております。

(1)は、16年産、昨年の方でございます。昨年は各都道府県ごとの需要実績、
データとしては13年産と14年産、この2年のものをもとにしまして、それぞれ一定の補
正、作況、生産調整の達成・未達成、ここら辺については後ほどまた申し上げます。こう
いう一定の補正をしたもの、これを基本にいたしました。

ただ、去年の場合は から のような追加要素がありまして、15年産、その前の年の
配分実績との言ってみれば継続性、それから 転作率の平準化、要するに県ごとに転作率

に相当ばらつきがある。これをならすべきではないか。 昨年作況 90 という冷害、この被害を受けた県への配慮。こういうものも昨年は最終的には勘案したところでございます。

ただ、これらは新制度への切りかえ、そういう時期に当たったことから、特例的に措置したものでありまして、 から のようなものについてことしどうするかというのは1つ論点かと思えます。

基本的には(2)にありますように、17年産米は客観的な需要予測、これを基礎に、県産の需要に応じた生産を促進する。そういう客観性、透明性のある手法、これで策定する。昨年11月にもことしはこういう方法でということで、この部会の場でも御議論いただいております。

では、具体的にどうしていくかということで、要素が3つございます。県別の需要見通しをまずどうするか。使用可能なデータは、ことしの場合は平成11年から15年までの需要実績、これがデータとしてとれます。

この場合、まず要素その1は、この11から15をどう組み合わせるのか。トレンドを使うのか、幾つかの年の単純平均をとるのか、あるいは最高年・最低年を外すのか、そういったいろいろな考え方がございます。

それから、2つ目には、組み合わせの問題を別にして、それぞれの年の需要実績は生データをそのまま使うのか。あるいは作況にばらつきがありますので、それによって補正をするのか。あるいは生産調整の達成・未達成で生データを補正するのか。あるいは政府米として売ったものは需要としてどうカウントするのか。こういった論点がございます。

最終的に、3番目ですが、基本原則として最も重要なのは、透明性ある客観的な手法。県、市町村、農業者に対してこういう方法で配分したのだというのをすべてガラス張りで示すことではないかと思っております。

1枚めくっていただきたいと思えます。

のところは、今御説明したことのとおりで。特に(2)にありますように、農業者・農業者団体によるシステムへの円滑な移行。そういう中で透明性、客観性、それから将来に向けて一貫性のある手法、これによって生産現場に説明しやすい目標数量配分、これがキーワードではないかと思えます。

の部分です。ここも先ほどちょっと御説明したことの繰り返しになります。

まず11年から15年のデータがあるわけですが、これを から のようないろいろなやり方があるけれども、どれで組み合わせるか。ちなみに、このページの一番最後ですけれ

ども、7月に御議論いただいたときは全国の需要というのはトレンドでやっていただきました。ただ、県別の需要というのは必ずしも全国と同じである必要はないのではないかと、いうふうに考えております。昨年も県別のものはトレンドではなく、2カ年の単純平均で算定をしております。

1ページめくっていただきたいと思います。3ページですが、この8月から9月にかけて、県からブロック別にいろいろヒアリングをしております。県の意見の主なものをこういう四角で囲って項目別にお示しをしております。算定手法、今申し上げたような11年から15年のデータをどう組み合わせていくかということについての意見は客観性、透明性、一貫性が大事だという意見。上の2つはそういった観点です。他方、3つ目のポツは、営農の継続性というのも大事だという意見もかなり出ております。これが1つ目の論点です。

それから、2つ目の論点ですが、各県ごとのデータをどう扱うかということで、先ほど来若干申し上げている作柄ごとの補正、あるいは生産調整の達成・未達成による補正、これをどうするか。これと関連しまして、(2)にありますように、15年産というものがデータに入ってくるわけですが、これがやや特殊な年であったと。7月の策定した基本指針でもお示ししましたが、15年産はかなり作柄が不良であった。このために政府備蓄米が相当売れた。しかもその中に9年産、10年産、11年産といった古米が相当入っている。こういうものをそのままそっくり県の需要として反映させていいのだろうかということで、県ごとに意見がかなり分かれております。そういう意味で、15年産の需要実績の扱いをどうするかというのが特殊な要因としてことし出てきております。

若干補足いたしますと、まず作況補正であります。これはどういうことかといいますと、
、昨年御議論いただいたような点ですが、
に書いてありますように、たまたま在庫がなかったりすると、作況が低いと生産量が低い。そうすると生産量以上に売る米がないので、低いままの需要にされてしまう。そういう不公平感があります。

他方、1ページめくっていただいて、4ページの
ですが、では、ある県で作柄がよくて、他県で悪かったということの結果、作柄はよかったけれど、売れ行きがどれだけ伸びたかとか、そういう影響を分析するのはほぼ不可能に近い。余りにも複雑であります。

、最後は客観的、透明性、一貫性ということを維持したいということで、そういう意味では方向としては作柄の補正、作況が悪ければその分だけ平年並みの作況として売ったらどれだけ売れたのかという計算をするということをやってくれという県の意見が多いで

す。

そういう意味で、真ん中の四角にあります掛け算、足し算、引き算の中で真ん中の部分、実収量で平年収量を割った分だけ需要を乗せる。実収量が平年より低ければ、この割り算した結果が 1.1 とか 2 とか、1 を上回るわけですし、実収量が豊作であれば、逆にその分圧縮するということになります。こういう補正が必要ではないかと考えております。

その下の四角にありますように、県からも補正が必要ではないかと意見がかなり多いです。ただ、四角に囲んだ中の真ん中のポツにありますように、作柄変動というのは、それが無い県が主産地として望ましいのだという意見も中にはございます。

次に、4 ページの下の方、(2) ですが、こうしたことで作況補正というのは基本的にやるべきではないかということでお示ししているわけですが、1 ページめくっていただいて、ただ、先ほど申しましたように、15 年産にやや単純でない問題がございます。これは作況が非常に悪かったということに加えて、政府米の売れ行きが県によって極めてまちまちだということでもあります。

3 行目ですが、政府備蓄量の在庫量が少なかった場合、これは生産量しか売るのがなかったもので、冷害であれば需要が低く出てしまう。逆に備蓄米がたまたま十分にあった場合には、それが売れたものとして上乘せされる。そういうばらつき、これをどう判断するかということがございます。

それから、ちょっと飛ばして、の真ん中あたりですが、それに加えてちょっと要素を複雑にするものは、政府備蓄米が 8 年産、9 年産、あるいは 10 年産、11 年産というかなり古いものがございます。そういう古いものがたくさん売れた県、あるいはそういうものを持っていなかった県があったために、県からの意見ではこういう 8 年産や 9 年産のものはカウントから除くべき、あるいは直近の年産米のみカウントすべきという意見があります。

以上整理しますと、のように、15 年産米の需要実績をどう考えるか。基本的には一貫性のあるやり方ということで、11 年から 14 年の需要実績と同様に作況補正を行うことが基本ではないかと考えておりますが、ただ、今申し上げたような政府米の扱い、こういう特殊事情をどう扱うかということについて、きょうは結論的なものは用意してございません。きょう御意見をいただいて、11 月にまた整理をさせていただきたいと思っております。

1 ページめくっていただいて、6 ページ。政府備蓄米のばらつきについてイメージを持

っていただくために、幾つかの例を上の方で示しました。まず と を見ていただきたいのですが、A、B、C、Dというのは1つずつの県です。県ごとに15年産の需要をとってみると、民間と政府に売ったもののウエートでこれだけのばらつきがあります。A県とH県で明らかに政府米のウエートが違う。さらに、政府米のウエートが仮に高かった、あるいは低かったとしても、年産構成も非常にばらついておりますので、8、9年産は例えば外すといえ、それは文句が出てくる県もありますし、逆に全部カウントするとすると、それも文句が出てくる県があるという、かなり難しい問題になっております。

そういう意味で、下の四角の中で、県からの主な意見ということでいろいろあります。15年産の実績の扱い。この2つ目のポツのように、実績から15年産をそもそも外すべきではないかと。あるいはその下の方ですが、備蓄米の扱いとして、15年産は全体としてカウントするにしても、政府備蓄米は全部外すとか、あるいは政府備蓄米のうち、8年産や9年産は外すとか、そういういろんな意見が県から出てきている。15年産はそういう特殊要因を抱えているということをここで御指摘をさせていただきたいと思います。

次に、もう1つの要素、7ページですが、生産調整の達成・未達成補正。これにつきましては、(1)にありますように、我々目指しておりますのは、遅くとも平成20年度までに農業者・農業者団体が主役となるシステムをつくっていくということで、生産調整というものの意識転換が必要かと思っております。

一方、(2)でありますけれども、これまで、特にことしのデータをとりまして15年度までは従来の生産調整対策、転作面積を配分して、達成・未達成を問うということを実際問題としては15年度まではやってまいりました。そういう意味ではことしのデータとして使う15年度までは県などの現場からは公平性の観点から生産調整の達成・未達成の補正を行うべきではないかと。昨年もこういう補正を行っております。そういう意味で、県の現場の感覚を踏まえると引き続き生産調整の達成・未達成の補正を行う方向で検討することが適当ではないかと。ここはあえて書かせていただいております。これはどういうことかといいますと、真ん中の四角にありますように、生産調整を超過してやった部分はプラスに働き、未達の場合は圧縮するという扱いになります。

一番下の枠にありますように、県からの意見はこれはやってほしいという意見の方が多くなっております。

なお、16年からのデータを使えるようになる来年以降については、そもそも面積配分をしていないので、技術的に達成・未達成という判定がそもそも今までのようにできない

という事情も出てきますので、16年以降はおのずと様相が変わってくるという点は補足させていただきたいと思います。15年までは同じような転作配分としてやってきたという事情がございます。

長くなりまして恐縮ですが、8ページ以下は御参考までに11年から15年までを組み合わせるときにいろんなトレンドとか平均とかという手法がある。ちょっと言葉の説明は省略させていただきます。枠で囲っているグラフみたいなものだけちょっと見ていただくと、これはどういう趣旨かといいますと、例えばトレンドでやりますと、過去の実績がかなりならされて出てくる。そういう意味で直近年の変動というのは余り反映されない。どちらかという、そういう手法かと思えます。

逆に8ページの一番下にある直近何年かの単純平均、これは例えば2年平均ですと、直近の動きがかなり強く反映される。これが3年平均、4年平均、5年平均になっていくにつれて、全体がならされて直近の動向は出にくくなる。そういう性格かと思えます。

同様に、1ページめくっていただいて9ページ、3つ目のやり方、最高年と最低年を除外した需要実績の単純平均、これは5中3とか4中2と言っておりますが、こういうのも極端に出ている年を除くわけですので、グラフを見てもおわかりいただくとおり、全体をならす傾向にある。直近年の動きはどちらかというダイレクトには出てこない。そういう方式であろうと思えます。

なお、最後の2年移動平均の平均減少量、各年どれだけ減ったかということ積み上げていくということですが、これは一番下の図の上側を見ていただくとわかるように、計算した結果がひし形のもので、かなり高いところにあります。ある意味ではちょっと極端な数字が出るような方式かと思っております。このどれをとるかということは現時点で特定はしておりません。以上のような論点整理を踏まえてまた御議論いただきたいと思います。

大体主要な論点は以上でございます。

あとは若干背景的なものに戻りますが、次の分厚い資料、参考1は、これは先ほど申し上げたように、このページの上の四角に囲ってありますような日程でブロック別の県別のヒアリングをやってまいりました。その場合における県の主要な意見、あるいはこれに向けて各県から提出された資料を束ねてございます。御参考、あるいはお時間のあるときにごらんいただければと思います。これは説明を割愛させていただきます。

次に、資料3-1でございます。これはちょっとおさらいになりますので、ごく簡単に

触れさせていただきます。

資料3 - 1の1ページ目を見ていただきますと、いずれにしても来年の数量なり、来年の需給指針を御議論いただくわけですが、目指す方向は平成22年度までに米づくりのあるべき姿を構築していくということでございます。そういう米政策改革を推進中だということをごこの場で思い起こしていただければと思います。

恐縮ですが、1ページめくっていただいて、2ページ目の下の方にスケジュールが書いてございます。ことし米政策改革の初年度と言ったりしておりますが、これは下の横に流れている時系列の一番左下を見ていただくと、改正食糧法、これをことし16年4月に施行しております。そこから右に流れてきまして、18年、ちょっと小さい字で吹き出して書いておりますが、平成18年度に主役システムへの移行が可能かどうかを検証する。そして、20年、ここで遅くともここまでに農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築。そして、22年までに望ましい生産構造。こういうスケジュールで考えております。

以下、4ページほどこれに向けた国として組んでいる対策について参考資料をつけございますが、説明は省略させていただきます。

新しい情報だけ申し上げます。3ページの産地づくりというのは、県が麦、大豆などの生産振興で水田農業をつくるために創意工夫を生かして使うものでございます。

4ページ目、稲作所得基盤対策。ちょっと矢継ぎ早に進んで恐縮でございます。この対策と次の担い手対策というのは価格下落のときの所得補てんですが、一番上のところだけ見ていただければ、稲作所得基盤確保対策というのは、100万人程度が加入して、加入数量ベースで407万トン。主食向けの生産量が850万トン程度ですので、その半分弱ぐらいがこれに加入しております。さらに、その担い手に絞ったもの、これが5ページでございます。こちらについては全国で3万人が加入し、加入面積ベースで16万ヘクタール。これの前の対策で稲作経営安定基金というのをやっておりましたが、これの担い手コースとほぼ同様の取り組みでございます。

最後に6ページですが、集荷円滑化対策。これはむしろ所得安定というよりも、価格安定のための対策です。作況が全国で101以上になったときに発動されます。契約をした農家が140万人ぐらい。加入数量ベースで580万トンということで、大体販売目的で米をつくっている農家が170万人ぐらいおりますので、8割ぐらいは参加をしている。そういう状況になっております。

では、この米政策改革、ことし進めているわけですが、資料3 - 2ですが、地域の取り組み状況はどうかということでもあります。ここは言葉で解説しておりますが、ちょっと要点だけ申し上げます。

1はちょっと飛ばしまして、2の方、需要に応じた米づくり。地域における生産目標数量の設定ということでございます。ここについてはアンダーラインのところを見ていただきますと、従来水田面積一律配分のような傾向が強かったわけですが、米政策改革の趣旨に基づいて、品質ですとか、特別栽培米、あるいは実需者との結びつき、要するに売れる米づくりをやっている人に配慮して、多く目標を配分する。そういう事例も出てきております。

具体的には、1ページめくっていただきますと、四角の中に例示を入れてあります。ちょっと見出しを見ていただければと思います。

一番上が米政策改革推進要素を用いた重点配分。6つほどの要素。需要実績、品質、担い手の状況等々を勘案している。

あるいは2つ目の事例ですが、市町村をランクづけして、商品性、販売力、生産力を基準に上位グループと下位グループに分けて、上位グループに手厚く生産数量を配分する。

あるいは3つ目は、県内外の有識者で構成する第三者が配分の考え方を考える。こういう事例が出てきております。

一方、配分の方法については、1ページめくっていただきますと、同じように事例というかデータがございます。配分の形態。県から市町村については、例えば県中会長から農協の代表者ということで生産者団体の方にも主体的に配分を担っていただいています。しかし、下の市町村段階から農業者段階になりますと、行政との連名が5割、あるいは一番下に行政のみが2割ということで、まだ生産者団体の主体的な取り組みが十分でないところがありますので、ここが課題であろうかと思っております。

最後に、3番、売れる米づくりへの取り組み。これも事例を例示させていただいております。下の四角の中の見出しをごらんいただければと思いますが、例えばJAすべての米を特別栽培米、要するに環境にやさしいということで売っていく。あるいは次のページですけれども、2つ目の丸、酒米、これを前面に出して売れる米づくりを進める。

あるいは3つ目、水田農業パワーアップ運動といいまして、これはいわゆるJA米として記帳ですとか、種子更新、そういうことを徹底していく。

最後のものは大規模農業者の取り組み。これは従来の転作協力者、非協力者も一体にな

って有機栽培に取り組んでいくということでございます。

こういう意味で、ことし、かなり銘柄別に作柄がまちまちになっていますので、どうやってたくさんとれたお米の銘柄地帯は売っていくかということは、かなり産地の主体的な取り組みもことしは問われる年になっているかと思えます。

以上、私からの説明は一たんここで閉じさせていただきます。

小栗農産振興課長 続きまして、生産局の農産振興課長の小栗でございますが、資料3-3をごらんいただきたいと思えます。「地域水田農業ビジョン等の調査結果について」という冊子でございます。

米政策改革の現場での取り組みのもとになります地域水田農業ビジョン。ことしの春、各地で策定されたわけでございますが、この策定状況なり、それから産地づくり交付金の活用方法等につきまして、この夏アンケート調査を全都道府県、全地域協議会に調査をいたしましたので、その結果を若干御紹介しておきたいと思えます。

1の今回の調査結果の総評でございますが、全体といたしましては、ビジョン策定に当たりまして最重点推進事項を転作作物の拡大だけでなく、米の高品質化といったような地域条件に合った設定、あるいはビジョンの実施に向けた産地づくりの交付金も多様な活用をするということで、各地の創意工夫を生かした取り組みが行われているという評価ができるわけでございますが、一方ではなかなか時間がなかったということもございまして、幅広い議論ができなかった、あるいはなかなか意識改革が十分進まなかったという面もあるわけございまして、今後とも引き続きビジョンの実現に向けたさらなる推進や見直し、そういったことを進めていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

具体的に何点か特徴的な点を申し上げますと、まず2の地域水田農業ビジョンでございますが、(1)最重点推進事項ということでは、当然でございますが、転作作物の生産拡大といった部分が例えば23%で最も多いわけでございますが、先ほど御説明のありました売れる米づくり関係ということで、例えば米の高品質化12%とか、あるいは一番右、米の販売促進6%、そういったような取り組みを行うということでございますし、(2)特徴的な視点ということで下に何点か並べてございます。食育の推進、生産履歴の確保、あるいは環境保全型農業の推進といった最近の特に重要な課題に即した取り組みも行われているということでございます。

まためくっていただきまして作物の作付の今後の方向ということにつきましては、米につきましてはふやす地域、ふやしたいという地域、あるいは減らしたいという地域が2割

ほどそれぞれあるわけですが、転作作物については多くの地域がふやしたいということですが、作物作付のない調整水田、こういったものは減らしていきたいということですが。

また、地域水田農業の担い手ということで、担い手をこのビジョンでは具体的にリストアップしていただくということになっているわけですが、全国で27万3000という経営体数がリストアップされたわけですが、そのうち認定農業者数は下の11万7000余ということで4割強ですが、したがって、認定農家以外の、例えば個別経営体が13万6000ということで、約50%の割合になっておりまして、今後はこのような認定農業者以外の個別経営体なり、法人経営、そういった者を認定農業者へ誘導していくということが特に重要ではないかというふうに考えております。

また、3番の産地づくり交付金ですが、従来の転作奨励金に当たるわけですが、これにつきましては転作作物の作付、これは96%。当然これが主体であるわけですが、そのほかに農地の流動化25%、作業受委託13%、そういった構造政策への取り組み、あるいは加工米等ということで有機栽培とか直播栽培とかありますが、そういった米関係の取り組みも15%ということで多様な取り組みが行われるわけですが。

以下はまた詳しい資料もつけてございますが、以上簡単に概要を御説明させていただきました。

高橋計画課長 最後に、資料の中身の説明というよりは、参考資料なり、どういう資料をつけているかだけ簡潔に申し上げます。

資料4ですが、11月に再度この食糧部会で御議論いただきたいと思っております。その際には7月に御議論いただいたような形で指針の形に整理いたしますけれども、中期的な米の需給動向、これは7月に御議論いただきまして、その後、大きな変化があるわけではございませんので、11月の動向編では当面の動きとして変動のあった点、これを最新の統計データを使ってお示しする。動向編についてはそのような整理にさせていただきたいと考えております。資料4はそういうことですが。

あとは資料編でございます。資料5はもろもろのデータをつけております。きょう時間の関係で必ずしも詳しく御説明申し上げていませんが、1ページめくっていただいて目次を見ていただきますと、1番で消費の動向、2番で生産、作付の動向とか、こういったもの、11月にはこれはまた更新いたします。それから、3番で需給の動向。特に真ん中あ

たり、図の 8、9、10、11、12 といったところで政府米、あるいは民間米の在庫ですとか、販売状況、備蓄の動向をつけております。きょうの御議論の中でも恐縮ですが、必要に応じて御参照いただければと思います。

また、表の 10 で直近の産地品種銘柄別センターの取引結果についても細かい資料をつけてございます。

ということで、この資料につきましては逐一御説明しなくて恐縮ですが、御議論の中で参照していただければと思っております。そういう資料編でございます。

最後の最後でございますが、参考資料、「WTO交渉・枠組み合意について」ということで、前回この部会で米の関係を御議論いただいた7月以降、ことしの7月31日といいますが、正確には8月1日の朝ですが、ジュネーブでこの枠組み合意がございましたので、いろいろ過去御議論いただいたテーマでございますので、情報提供という形で関係資料を添付させていただいております。これも必要に応じて御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

意見交換

八木部会長 ただいま事務局から説明いただきました資料につきましてはいわば次回の議論に向けての基礎となる資料であります。そのため、資料2が最も重要な資料でございますけれども、質疑については一括して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 資料1-4ですけれども、政府買上げが40万トンという数字はここ2、3カ月の間に出てきて、急速にそれが40万トンで固まりつつあるんですけど、理由は100万トン備蓄しなければいかんのが60万トンしかないから40万トン買い上げる。簡単に言えばそういうような形になっているのですけれども、そうしたら、足して100万トンの備蓄米は今後備蓄として持つのか、それともそれはそれで入札でその都度売っていくのか、その辺がはっきりしていないので、40万トンという数字、それとももう1つは上限として

それ以上は買わないとか、その辺の説明をもうちょっとお願いしたいのと、15年産が現時点で9万トン残が残っているわけですが、これはあくまで枠として残しているのは、その枠は生きている、あるいはこれが例えば9万トンで終わったために消滅するのか、あるいは続けて生きて、16年産に引き継がれていくのかどうかということをお聞きしたいということと、それから資料2の中にあります目標数量の中で、政府備蓄米、ここでも政府備蓄米という言葉と民間在庫という言葉が出ていますが、この民間在庫のとり方についていわゆる生産段階、あるいは農協備蓄から、流通備蓄から、業者備蓄からすべてを含めて民間在庫と言われているのか、その辺の民間在庫という数字のとらえ方について御説明を願いたいと思います。

八木部会長 時間の関係もございますので、何人かの方に御質問いただいて、一括して事務局の方からお答えいただくような形で進めたいと思います。

ほかに 。大木委員、どうぞ。

大木委員 極めて素朴な質問で申しわけございませんが、今の備蓄米なんですが、8年産とか9年産とか、7年も8年も前のお米がずうっと残っているというのは、これはゼロになるまで、いつになっても備蓄米として置いておくものなのかなという素朴な質問なんです。普通の、一般のものでと、在庫セールとかってありますけれども、そういうものなく、ずっと置いておくのかなというのがちょっとわからないんです。もう1つは、先ほどの備蓄米が100万だから、それより少なくなっているからそのまま置いておかなければいけないと思っているのかという、大変申しわけございませんが、そういうところがわからないので教えていただきたいと思います。

八木部会長 では、このあたりで事務局の方から説明をお願いします。

高橋計画課長 今御質問があった点、特に最後の点と最初の点はある程度リンクすると思うんですが、恐縮ですが、きょう参考資料として白表紙の資料をお手元にお配りしていると思いますが、ことし7月御議論いただいた、我々いわゆる7月指針と呼んでいるこの資料ですけれども、こちらの121ページをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、121ページの右側を見ていただきますと、16年産米について7月の時点でのデータ、需給見通しをもとにして16年産米を政府としてどの程度買うのか、あるいはどの程度売って、来年の在庫をどうするかというフレームをお示ししてあります。この時点では一番右の政府米のところをごらんいただくと、ことしの6月末の在庫が60万トン、これに対して16年産米を40万トン政府が買いまして、一方、20万トンを販売して、来年6月末

の在庫量は 80 万トンという形で整理をしております。

したがって、昨今 40 万トンという数字が出ていますのは、まず今私どもが持っている指針のフレームに即すればこういう考え方になるということでもあります。

これをどうしていくかということですが、適正在庫水準として 6 月末、ここでは 80 万トンと置いております。政府の備蓄米の考え方として 100 万トン程度という考え方を持ってありますが、それを単年度で一気に持っていくのか、ある程度の時間をかけるのかという部分は議論がある点だろうと思います。過去の経験からしまして、政府米を買い過ぎて、その販売処理にかなり時間や財政負担を要したという点もございますので、そういう点を十分勘案しないといけないと思っております。

結論をもう 1 度申し上げますが、15 年産米についての御質問は、このフレームをつくった時点では 15 年産米は正確には 6000 トンだけ政府が買っているという状態でした。その状態をもとにこのフレームをつくっていますので、仮に 15 年産米を 6000 トンを超えて買った場合は、それは計算上は 60 万トンをさらに超えている分ということで、40 万トンの中に入ってくるという考え方になります。それは 6000 トンをベースにしていますので、そういうことを全部含めまして、11 月には、まさに御承知のようにこれと同じようなフレームをどうするかということをお議論いただきます。

したがって、来年産米をどう買うかということ、あるいは来年 6 月末の在庫をどうするかということも、今申し上げたような観点も踏まえながら、かつ、一番問題なのは、ことしの収穫量、16 年産米の収穫量が実際どうなるかという要素が入ってきますので、それを見て決めていきたいというふうに考えております。

そういう中で民間在庫の扱いですが、これは毎年 6 月末を基準に、その時点での生産、流通段階も含めてすべてをひっくるめた形での変動、どれだけ民間在庫が減ったかと。生産から流通までの在庫をひっくるめた変動でデータをとっております。

最後に、備蓄は古い米をどうするのかということなんですが、実は今お示しいただいたような政府米 60 万トンに持ってくる過程でも、昨年来御議論いただいているように、政府備蓄が 8 年産、9 年産、10 年産と相当量ありまして、この間、今年度は 34 万トンほど古い米を飼料用に販売したりということで減らしてきております。それはこの外でやっております。そういう意味ではそういうものを減らすという努力は今までもやっておりますので、結局この先それをどうするのかということは、今申し上げた 11 月の全体フレームをどうするか、この 60 万トンの大半が 9 年産、10 年産、11 年産ですので、それをさ

らに処理をしていけば備蓄水準が減る。では、それをどうするか。備蓄水準はどこまで持っていくのが適正か。あるいはいずれにしても9年産、10年産、11年産をどう販売していくのが適当かということで、私ども11月までに、皆さんからきょういただきます御議論も踏まえて案をつくりまします。そういう意味ではまさに今御指摘のあった点、いずれも11月に向けての大きな課題、論点として我々整理していく問題だと考えております。

八木部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

山田委員、どうぞ。

山田委員 何点かありますので、質問と意見と両方まぜて言いますかが、恐縮です。

最初に作柄はさらに落ちると見ておられるんですかね。先ほどの御説明ではどうも落ちそうだというような受け取りで聞いたのですが、そこはどうかということです。もちろん10月の末に出るという話ですから、それまで待てばいいのかもしれませんが、関連して言いますと、往々にして災害が続くわけでありまして、平成に入りましてからだんだん作柄が悪くなって、しかし、在庫を結構持っていたものですから、在庫数量を、現在は100万トンですが、当時は200万トンと言っていましたかね。それを120万トン程度とか100万トン程度でいいのではないかと。はたまた70から、ないし80万トン程度でもいいじゃないかという議論をしながら、在庫の積み増しを何となく怠ってきたんですね。結果として平成5年の大凶作が出て、どうにもならなくなったということがありました。

それに驚いて、平成6年に生産調整の面積を緩和しまして、以降、豊作がこれまた続きまして、平成8年から10年にかけては、これは農林省だけではなくて、団体も調整保管した米約80万トンの処理に800億円の金をかけたわけでありまして、大変な出来事があったわけです。この在庫を果たしてどんなふうにかちと在庫を持っていけるかどうか。物すごく大事なことでありますので、その点は往々にして財政の理由でもって、今の財政が大変厳しいですから、締めつけ、締めつけで計画をつくりがちなわけでありまして、その点は物すごく難しいということを同情しつつ、これはしっかり計画をつくってもらいたいというふうに申し上げます。

そこで、関連ですが、今も備蓄在庫のお話が出ていますわけでありまして、今6月末で60万トンということで、内訳で9年産がどうも24万トン程度あるのではないかとこのように承知しているのですが、9年産の扱いについては、これは我々も議論に参画してきた経緯はあるわけでありまして、これは主食用に適さないという観点から、食糧

援助用備蓄米と差しかえを行って、かつ、差しかえを行っただけのどっちかをえさ用に処理するという考えを出しているはずだと思います。言うなれば9年産の24万トンも食べるのかということとの関連だというふうに思いますが、24万トンは政府米在庫60万トンの中に入れて考えるものなのかどうか。だからといって、在庫がないなんて危機感をあおるつもりで物を言っているわけではないのですけれど、ある、あると言っておいて、結果的にはそれは適さなかったりとか、いや、実はもう援助用に仕向けてしまっているというようなことになっていて、結果として、後で実は数字がなかったということにならないように、ここはちゃんとやっておいた方がいいのではないかという意味で申し上げたわけがあります。これが第1点です。

第2点は、政府米の買入れをやっていただくということになりますが、年内でも可能であればちゃんとやるよというふうに説明があったわけですから、ぜひお願いしたいというふうに思うわけですが、買入れ方についても今説明がありまして、かなりきちっとした買入れ方をおやりになるということで、これも議論に議論を重ねた上でこういう方式を決めたわけですから、それで結構なんですけれど、16年産の作柄が悪いから、結局はばらつきがあるんだと思うんですね。産地についてもばらつきが当然あるわけです。出回り数量を基本に買入れるというふうになっていまして、出回り数量もこれは多分、センターへの入札、上場ですかね、上場数量を出回り数量として見て、その上で買入れるということになっているのですかね。

いずれにしてもセンターへの上場につきましても、必ずしもこの時期、作柄が悪かった地域は十分な対応がし切らないで、センターの上場についてもばらつきがあるということが可能性としてあると思うんですね。ですから、買入れに当たりましては、こうした事情を踏まえた柔軟な仕組みが必要だと思っております。ともかく政府も買っていただいた方がいいですから、買えるような仕組み、きちっと買う仕組み、これを柔軟に弾力的にやってほしいということでもあります。買入れ回数とか、買入れ数量とか、いろんな配慮が多分あるのだろうと見ております。

第3点目は、17年産の目標数量の設定に関連して説明がありまして、これはこの次の議論だということでもありますから、それはそれで結構だと思っておりますが、要はここにも整理されていますけれど、15年産の作柄が悪かったわけですが、ことしと地域が異なっていて、15年産が豊作だったところはことし不作なんです。15年産が不作だったところはことし豊作なんです。入れかわっていて、県によって詳細に言いますとこ

れまた難しいんですけれど、太平洋と日本海側は違いが出ているのは間違いないんです。

ところで1つ目は、15年の作柄が悪かった太平洋側は必ずしも16年の需要に十分対応できなかったと思うんですね。作柄が悪かったから量が十分でなかったという地域が17年を見るときに反映されるわけですね。一方、15年産まで在庫があった地域、政府在庫があった地域は、これはどういう事情で政府在庫がかさんでいたのかという、それなりの理由があったと思いますが、これは今回売れて、言うなれば需要に換算されるということで、売れたこの時点で来年の生産目標数量に恩恵があるということになるわけですね。この問題だけはやっぱり丁寧に分析された上で配慮しなければいけないのだろうというふうに思うんです。でないと、来年の作付目標に大きな変動が生じかねないという心配です。

2つ目は、資料2の4ページであります。真ん中に反映のさせ方、調整のさせ方について出ていまして、これは調整のさせ方をどうこうというわけではないのですが、一番右側に政府米の需要実績というのが加わるわけですね。これは必ずどこでも加わることに今度の仕組みでなっているのですけれど、政府米の需要実績はこれは多分買った時期に反映するのではなくて、売れた時期に反映されているのでしょうかね。そうすると、平成9年産は今から何年前ですかね、5、6年前に政府に買ってもらっていて、何と来年の生産目標にその需要が反映するというのでは、もうすっかり生産構造が場合によっては変わっている可能性があるわけですね。新たな政府買入れの仕組みを今度講じられたわけでありまして、今後買ったときに、来年なのか、再来年なのか、近いうちに需要に反映するという仕組みをやはり工夫されないといかんのではないかというふうに思っています。

それから、3つ目は、資料2の7ページであります。これは高橋課長の方から説明がありまして、多分、どうなるのか、よく検討の上、11月のときに明らかにしてもらいたいと思っているのですが、先ほどのお話の中で、16年産以降は、生産調整の達成・未達成の判定ができないから、これは実は配慮できない可能性があるというお話しただけだけれど、多分そうなのかしら。そうではなくて、基準収量等で割り返して判定できるわけだし、産地づくり推進交付金や稲作所得基盤確保対策も含めて生産調整が達成したか達成していないかという議論はちゃんと計画生産の中にあるはずですから、ここで反映できないというはずではないんだと思うんですね。生産調整の動向が今後どんなふうに推移していくかということは大変大事な話なんですけど、判定がもうできないというふうにいっちゃうのは誤ってしまいかねないのではないかなと、心配で申し上げました。

最後に、資料3-2でありまして、つまらん話をしなければいいんですが、つついし

ますので申しわけないです。3 - 2の2ページ、農業者団体による主体的取り組みはいいんですけど、2割は市町村長から直に農業者に配分しているから、ここに下線を引いてですよ、「農業者・農業者団体が主役となるシステムの構築に向け、今後、更なる意識改革、取組の徹底を図る必要がある」としている。次のページを見てみると、行政と農業者団体の連名が5割でしょう、協議会名、一緒にやっているというのが3割でしょう、2割をとらえて、ここまで言うかというふうに思いますので、まあよくやっている方じゃないんですか。

八木部会長 関連して何かありますか。

では、竹内委員、どうぞ。

竹内委員 次回また整理していろいろ御議論があるということなんですが、大木さんの御質問は前からみんなが思っている質問なんですね。大木さんは御質問されて、御説明を担当から聞いておられて、なるほど、なるほどと首を縦に振っておられるようには私は見受けられませんでした。半分ぐらいしかわからんなど。私は、何かよくわからんな、半分ぐらいしかというふうに恐らく思われたらと思うんですね。後で廊下でお伺いしますが、もっともなことだと思うんです。

つまり、今の御説明でも、9、10、11ですか、何でこんな古いの持っているのと。民間の在庫管理だったら、こんなことするわけないわけですね。ですから、備蓄、在庫管理、これは一体何のためにやっていて、どういうプリンシプルで運営したらいいのかということがはっきりしなかった結果、さっき御説明にありましたように、この外でもって34万トン进行处理し、1000億円を使っているんですね。これは政府努力していますという御説明をされましたが、とんでもないことなんであって、34万トン、1000億円使って、古米処理をして、えさ用に処理したのが、政府が農業者のために努力をしている。私はこんな説明は世間に通用しないと思います。これはつまり在庫管理、備蓄目的がはっきりしなかった。その結果どういうことだったかということ、これは皆さん御承知のように、この年産をどうやって売っていくかということを生産者のサイドの方に立って考えた結果、売るべき時期に売らないのが残っちゃった。そういうことではないか。

つまり、備蓄運営研究会というのが昔あって、在庫、備蓄、一体、在庫と備蓄はどう違うんだと。政府は何の役割を果たすのか。それは何の目的でやるんだ。どのくらいのポリシームを持っている必要があるのか。それをどうやって運用していったらいいのかというのをまとめたわけですね。

その結果、繰り返しになりますが、この在庫、特に備蓄ですね。備蓄は何ためだと。不作になったときに、お米の供給量が足りない。これは防ぎたいと。消費者が不安になることは防ぎたいと。そういうわけですから、これは石油でも何でもみんな同じですね。生産者のための備蓄ではないんです。消費者のために備蓄をしているんです。この点ははっきりした。

そうすると、次に、これをどのくらい持ったらいいか。結論的に 100 万トン。これはこれとしまして、どうやって売ったらいいんだ。これは商品ですから、特にお米はどんどん劣化いたしますから、したがって、これは先入れ先出しに決まっているわけですね。もしこれがうまくいかないのなら、あるいは考え方が、ちょっと私は次回皆さんの御意見を伺いたい。私は前から申し上げているのは、政府が 100 万トンの備蓄を運営するやり方をどうしたらいいのかということについて、稲転とか何かは民間主導型といいますか、方向としては生産者が主体的に実施していく。しかし、これは政府が自分で買って備蓄しているんですから、その備蓄を政府はどのような考え方でやろうとしているのか、過去の反省に立ってということきちっと整理して、説明してくださいということを私は何年も前から申し上げているんです。

したがって、考え方は十分整理されていると思われまますので、具体的にこれをどうするか、こうするという、価格を幾らにするか、そういうのはいいんです。基本的な考え方を次回にはきちっと出していただきたい。そうすると、大木さんもう少し、8割ぐらいはわかるなということになるのではないかと思います。

したがって、ここのところは一番基本的なところなので、どうしても整理がいまいちであれば、私はトヨタの在庫の専門家を呼んできて、直接ヒアリングして、これは民間だったらみんな必死に努力しているところなんですね。ですから、目的に合ったように回転備蓄は具体的にどうしていくのかということを確認に考え方を政府が在庫運営の責任者として出してほしい、考え方を。ということをお願いしたいと思います。

それから、県産別の話は前に申し上げましたが、これは需要の見通しをマクロにしても、県産別しても出しています。今回は全体の方はこう考える。県別配分のところがなかなか難しい。これはそのとおりなんです。全体としてこれは需要の見通しをしておりますが、持っているデータは販売されたもの、売れたものしかデータがないんです。したがって、データそのものは販売データなんですよね。需要のデータは実はないんです。したがって、潜在需要量はどうかと。秋田県産に対する潜在需要量はどうかというデータがないものを

推定しているわけです。推定するもとになるデータは、販売のデータなんです。したがって、その販売のデータから作況だとか、あるいは稲転の達成率、超過達成、未達成とかその他の問題をどう考えるが道筋かという事が大事である。もちろん実際には行政なり、まとめですから、一挙にいかない。しかし、方向としては考え方としてはどう考えるのが一番正しいのか。直接需要のデータがありませんので、販売されたデータしかありませんので、その販売のデータから、したがって、これは需要予測をしているというけれども、考えようによっては供給の推定をしているような感じがして、ちょっといまちぴんとこないのはデータがそれしかないからだと思うんですね。

したがって、その関係を理論的にはどういうふうに考えた方がいいのかということに基づいて、具体的な県別の調整等はいろんな意味で行政の範囲内でしょうから、なるべくスムーズに関係者が十分納得するように、透明性を維持しながらやっていただきたい。

その2点をちょっとお願いしておきます。

八木部会長 需要予測については昨年度も幾つか議論したような記憶がありますけれども、差し当たり使用可能なデータをもとにということで、昨年も対応したと思うんですけれども、いろいろ新しい手法等ございましたらまた提案いただければと思います。

今までの点で、計画課長、お願いします。

高橋計画課長 質問された山田委員が退席されたのですが、論点を提起されておりますので。

まず山田委員の御指摘について、最初は在庫、政府の備蓄の関係で、今までの部会でされた議論の経緯についてお触れになったのだらうと思いますけれども、ちょっとそこはおさらいをさせていただくと、去年の8月の指針、去年の11月、そしてことしの3月とずっと指針がございます。その中でそれぞれのときに応じて備蓄数量をどうするかということをおもこの場でも御議論いただいています。それで、去年の8月の時点では在庫数量全体が今よりも相当ありましたので、14年の10月末で155万トンとかそれぐらいありました。去年の8月の時点ではそういう在庫圧力があるので、政府米について一部販売凍結をすべきではないかというようなのがこの指針になっておりました。

ただ、その後、15年産の不作が出てまいりまして、状況が変わってきたという中で、去年の11月の指針ですと、消費者の不安感の解消の観点から8、9年産について一部の処理方法について考えるというようなのが去年の11月の基本指針でございます。

そういう経緯を多分指摘されたのだと思いますけれども、この点については私ども先ほ

ど申し上げたように、さらにその後、15年産の需給状況を踏まえた最新の我々の持っている指針というのが、さっきごらんいただいたことしの7月の指針であります。

したがって、過去のいろいろな議論を経て、最新の時点がそうっておりますので、そこはまず我々としては7月の指針を基本に、では、今のデータ、あるいはこれから10月に出るデータを見て、11月にどうするかと。そういうことかと思っておりますので、要するに今までこういう議論だったらかこういう古いお米は当然こうするんでしょうという所与のものではなくて、今の時点で考えていく宿題だろうと思っております。1点目はそういう御指摘だったかと思っておりますので。

それから、政府米の買入れの方法ですけれども、これは次回に具体的な方法をお示しする。入札買入れは初めてですので、というふうに申し上げた次第です。

山田委員の御指摘は、回数とか、時期とか、それは豊凶とか、産地銘柄ごとの事情の違いもあるので弾力的に考えてもらえないかと。ここは今いろいろ検討しているところですが、確かに入札で買入れをすることは初めですし、それから実際に入札という以上、どれだけ応札があるかということも事前に予測はできないわけですから、そういう意味では、ある意味1回やった結果を踏まえて、そのときにどういう応札があったかということ踏まえて、さらに次回の設定を考えるということは現実問題としてはやっていかないといけなのだろうと思っております。

そういう意味で、数量とか、回数とかというのは、要するに固定的にやったのでは、政府として必要な数量の確保もできない面もあると思っておりますので、そこは回数を重ねながら、実態に合った形で進めるという点は必要だろうと思っております。

それから、17年産の目標数量について3点ほど御指摘がありました。1点目は、結局15年産というのはいろいろ複雑な要素があるから、よく丁寧に分析して、配慮してくれと。ここは私が御説明申し上げた点と御趣旨は一致しているかと思っております。

それから、2点目に、15年産の政府米の扱いについて、売った時点で需要にカウントすると、買ってから5年も6年もたっているじゃないかということですが、ただ、逆にこれは実態を申し上げれば、逆のことを言う県もありまして、これは実際政府として買い入れたけれども、それがずっと売れずにいるという銘柄もあるにはあるわけですし、そういうものを需要としてカウントするのは不公平じゃないかということも言う県もあります。そういう意味では現場の意見も分かれているということかと思っておりますので、この問題というのは先ほど来申し上げている15年産の政府備蓄米が相当売られたという要素をどう勘

案するかという問題の中に集約されるかと思えます。

ただ、来年以降は買った米を2、3年で回転させていくという原則、これをきちっと実施してまいりたいと思っておりますので、御指摘のような問題は生じないようにしていくということではないかと思えます。

最後に、16年からは転作を達成したとか、未達成だったということが技術的にできなくなるという説明は事実関係と違うのではないかという御指摘でしたが、この点については少なくとも16年産以降は県別に目標面積配分というのはしませんので、したがって、県別に直ちに達成・未達成ということも15年産と同様にできないという点は共通の認識で持っていていただいていると思えます。確かに、市町村から生産者に配る段階では数量と面積という形で配っておりますが、生産者に配った面積を積み上げていって、県ごとに達成した、しなかったという議論をあえてするのかどうかというのは、いわゆる主役システムというものに向けて、あえてそういう議論をするかどうかというもっと大きな議論かと思えます。そういう意味では、これは単なる技術論だけではないということかと思えます。

次に、竹内委員から御指摘いただいた点ですけれども、備蓄の大きな考え方をどうするかという点は、過去累次にわたって御指摘いただいているという点ですので、私もそれは再度勉強させていただかないといけないと思えますが、基本的にはいろいろ備蓄運営の研究会とかをやらせていただいた中で、適正水準は100万トン程度。その中で回転備蓄ということで2、3年の間に買ったものと売ったものを回していく。それが最も適正なやり方ではないかという基本的な考え方を整理しております。議題を決してそらすわけではないのですが、そこにたどり着くまでの間、平成9年、10年と相当政府が買いました。非常に大きな在庫があって、それを適正備蓄水準に向けるべくこれまで対応してきたということが私が申し上げた政府が努力してきたということの内容でございまして、そういう意味では、今、我々としてあるべき備蓄回転に向けて移行する、言ってみれば移行期でもあろうかと思えます。というのは、過去買って持っていたものがあって、それをどうするかというのは、以降の過程で対処しなければいけない宿題だろうと思えます。

そういう意味では、今考えているあるべき備蓄のやり方だけで回らないものを引き継いでいたがために、その引き継いでいた分をどうするかというのが追加的な課題として我々が持っているのではないかというふうに考えておりますが、具体的な数字も含めて次回に向けて整理をさせていただきたいと思えます。

最後に、17年産の目標、データとして確かに使用可能なデータしかないという関係が

ございます。確かに需要の見通しというのは別のデータでできるのかということ、なかなか難しいところがあるのですが、むしろ御指摘があったように、考え方として、販売努力をして、売れる米づくりをしている県にいかにもその創意工夫にこたえられるよう面積配分、数量配分していくかというのが基本の考え方にあると思います。それプラスいろいろ補正と言っているのは、公平感というのは必要だろうということで、そういう意味ではことしは先ほど申し上げたように、まずガラス張りの形でやりたい。客観性、透明性。そして将来にわたって使える方式にしたい一貫性。これらの原則にのっとるように配分の算定方式をしたいと思っております。それが流れる考え方が売れる米づくりに資するので、そういう意味ではおっしゃったように、需要実績というよりも販売実績に即してということになっているのも、そういう考え方から出てきている面もあるのではないかというふうに考えておりますが、ちょっと御指摘の点が使用データの点と考え方の整理、それぞれがあると思いますが、後者に関しては今申し上げたような考え方で進めたいというふうに思っている次第です。データの方はなかなか技術的にいいものがないという状況がございます。

八木部会長 食糧部長、お願いします。

高橋食糧部長 今の計画課長からお答えした件についてちょっと補足させていただきたいと思うんですが、7月のこの場でも竹内委員から御指摘があったと思います。私も全国需給を想定する際においても基本的には販売データをベースに、これもトレンドで最近の状況を勘案しますと、トレンドをとることがいいということで御議論いただいたと思っております。

その検証の材料としまして、需要データとして、不十分でありますけれども、家計消費量の推移みたいなもので多分合致するだろうという形で御説明させていただいた記憶がございます。

それで、全国データはそういう形で、来年度、再来年度の需要を見通す。

問題は、これをベースに、今度は県別に生産数量をどういう形で配分するかということになりますので、今度は県別も当然ながら販売データしかございません。ただ、先ほどの目標数量の基本的考え方の資料の2をもう1度見ていただきたいと思うんですが、資料2の2ページでございまして、都道府県別の生産目標数量についてということでありまして。確かに需要をベースにということでございまして、基本的にはやはり販売データがベースになります。ただ、今の全国ベースの積み上げとは別に、例えば個別の県別データを積み上げていきますと、多分全国推計と合わない状況になってまいります。それはそれ

で私どもとしてはやむを得ないと思っております、なぜこの都道府県別を個別にやるのかといいますと、これは全国の需要に応じて県がどういう形で配分をするのか。シェアをどういうふうに分けるのか。ある意味では量よりも県別の比率の方に多分大きなウエートをとらないといけないうらう。そういうことで、この2ページの(3)にございますが、生産目標数量の算定、県別に当たっては、当然全国需要見通しと整合性を図らなければいけない。積み上げたものが一致しなければいけませんので、基本的には、そうしますと、個別のデータの積み上げの絶対数量というよりは、シェアをベースに、これをウエートとする必要があるだろうということでございます。

そういう形で、そういった意味では県別のデータそのものは全国のデータよりもさらにぶれが大きいというようなこともございますので、データのとり方は必ずしも全国と一致しなくてもいいのではないかと。あとは基本的な考え方として、計画課長が申し上げましたように、県のそういう米生産、今度の新しい米改革の思想に即した実態的な動きをなるべく販売ベースでもデータの的にも検証し得るような形でとるような計算式としてお示しするのが妥当ではないかというふうに思ひまして、こういう生産目標数量の配分の計算式を出しております。

ですから、ある意味で都道府県別目標数量についての基本的な考え方というのは、やはり今回の米改革に応じまして売れる米づくりを行い、結果としてそれが見えるような形のデータをとって県別に配分することが大事ではないかというふうに思っているところでございます。

八木部会長 立花委員、それから中村委員、お願いします。

立花委員 私は中座させていただきますので、申しわけございません。先に発言させていただきたいと思ひます。

資料の2を中心にいる御説明を伺っていて、ちょっと前回休んだこともありまして、正直言うと誤解している点があるかもしれませんが、生産数量の目標は今、高橋課長からお話があったとおりの考えで私は妥当だと思ひているのですが、公平性を期す余り非常に精緻になっていくといひましようか、地方交付税交付金も地方からいろんな違いを強調されて、非常に精緻になって、関係者だけはわかるけれども、その他の人はよくわからないということになったという話を聞くわけです。そういった感じを持っているのですが、ただ、1つ言えるのは、資料の6ページに「15年の需要実績における政府備蓄米の扱い」ということで、確かにこういうことだなど。米不足の情報の中で販売された備蓄米が、必

ずしも市場が求める売れる米とは言えない面があるということから、需要実績に含めるべきでないというのはそのとおりではないかなという感じがいたしました。

それから、もう1つは、冒頭御発言があった藤尾さんからは御発言されなかった点ですが、私もよく実態はわからないのですが、卸の方が、昨年、ことしと米の需給操作の中で在庫を抱えているいろいろ苦労されたという話を新聞等で拝見して、実態的には私はどの程度かわかりませんが、米の流通を担う人たちができるだけ通常の商売の中でリスクをカバーできるといいでしょうか、そういったことが民間事業者の方にみずから商売上のリスクをヘッジするような手段がないと、流通全体が混乱してくるということも事実でしょうし、米の流通を担う人たちが元気を出していくためにもリスクをヘッジするような仕組み、これはきょうの御議論とはある意味では関係ない話ではもちろんありますけれども、そういった視点は米改革の全体の一環として、もし不十分な点があるのであれば、その辺、検討するする必要もあるのではないかなという感じがいたしました。

以上です。

八木部会長 中村委員、どうぞ。

中村委員 私の受けとめ方が適切ではないのかもしれませんが、さっきから備蓄のことがずっと話題になっておりまして、米と麦では随分違うものだなと思って聞いておりまして、お米の場合には国内産米のみが備蓄だと。麦の場合には外国産の小麦、麦が備蓄の対象だというふうなことで、ただ、この資料の中にも載っておりますけれども、MA米の在庫が161万トンあると書かれていますよね。備蓄は何めためにあるのだと。さっき竹内さんも消費者のため、国民のためじゃないのかというふうな話があったわけですが、要は大不作があって、国内で供給余力がないといったら、5年産のときと同じように輸入しなければいかんわけですから、10年以上前の閣議了承だ、何とかで決まったという話は私もよくわかりませんが、考え方からすると、国内産米の方が在庫で、安定化操作在庫という言葉がどうかかわかりませんが、本当の備蓄というのは160万トンの方が備蓄と呼ぶのではないかなというふうな受けとめ方すらしております。

ただ、それにしても随分お金もかかっているんだろうなというふうに思っております、麦で食管経費、在庫、保管経費を減らそうというふうな話とは随分違うような感じもします。

都道府県別の需要量の算定について、さっきいみじくも山田さんから15年産と16年産の地域別に去年不作のところはことしは豊作だとか何とかいろいろあったのですが、要

はあるルールに基づいて、そのまま実績の数字を使ってやってみると、一体どんなことになって、所要の調整を加えた結果がこうなりますと。その差がどのくらいあるのかというのがわからないと、地域別にもインパクトが何となくないような気がするんですね。昨年はこのことですよという最後の都道府県別の数字だけだったような気がしましたけれども、何となく、これは毎年何かあるんですよ。47 だか 8 だか都道府県単位で考えれば、毎年どこかの県で何かがある。必ず調整をするんだらうか。これは大変な作業になっていくのではないかなと。こういう形でやるのがあと何年か続くのかもしれませんけれども、実績の数字を使えばこうなりますよ、ただ、こういうふうな調整はどうしてもせざるを得ませんというような1つのプラスの県とマイナスの県が必ず出るわけですから。プラスの県とマイナスの県がそれぞれそのことをきちんと承知した上で取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っております。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊委員 この間の議論を伺ってしまして、大きく2つポイントがあると思います。1つは、政府備蓄のあり方の問題であり、もう1つは、都道府県の配分の問題です。第1の点でいいますと、これは御意見が既に出ておりますけれども、1つは、備蓄米の売り方の問題、回転備蓄という考え方をとっているのに、現実には資料を見るとそうなっていないというふうなことについて、どこに問題があるのかということを中心に明らかにして、過去の分の処理はどうするのか。これからは少なくとも考え方に沿って透明性を持ってこういう売り方をしていくということを次回はっきりさせるということが非常に大事だろーと思っております。

それから、2点目、今、中村委員がおっしゃったようにミニマムアクセス米 161 万トンということをし少し考えておく必要があるというのが2つ目であり、3つ目にこれも何人が触れられていらっしやいましたけれども、コストパフォーマンスが大切で、コストをどうかけているのかということについても、少なくとも情報提供をして、それを前提に考えるということにする必要があるかと思っております。

以上3点を次回の論議のときにぜひ踏まえて、事務局の方からも資料提供をぜひお根がしたいというのが前段です。

それから、後段の都道府県別の生産数量目標の関係ですけれども、これはそもそもの流れで、前提で押さえなければいけないのは、資料3 - 1の1ページにありますように、そもそも米政策改革で何を目指してきたのかという流れの中で、今、何を作業しているのか

というのを押さえる必要があると思います。1ページ目にありますように、基本的には需給調整システムというところにありますように、農業者、産地がみずからの経営判断により適量の米の生産を行う等、主体的な需給調整の実施を目指していくそのプロセスの中で進められているということでぜひ押さえておく必要があるかなと思っております。これは言うまでもなく、どれだけの量を生産するのかというのは、民間のところでは、それぞれの事業者がさまざまな販売データですとか、いろんなイノベーションを含めてみずから判断をして決めていくということが基本なわけですけれども、ただ、農業生産物であるとか、主食であるとかということの関係の中で、歴史的な経過の中でずっと流れてきている面があるということで、今その移行期にあるわけで、先ほどもお話にありましたように、妙にいろんなものを配慮して、精緻にしていくということに突き進んでいけばいくほど、かえって本来目指してきたこととの関係が忘れられてしまうというふうなことが起きて、結果として、むしろ公平だ、不公平だみたいな話にどうしても議論がいくというふうになりかねないと思います。そういう意味では当然配分ということが目先の利害得失と結びつきがちなわけですけれども、そもそもやろうとしていることはこういった需給調整システムそのものについて、生産者、あるいは生産者団体全体の中でどういうふうに進めていくのかということが全体の中で見えていくような、流れとして組み立てられる必要があるかなと思います。そういう意味では何となく行政の方にお任せをして、それについて我々がいろいろ文句をつけるみたいな、あるいは都道府県が農水省に対していろいろ言うということではなくて、主体的に考えるというふうな全体として見た場合にどういうことが合理的で、みんなの納得性が高いのかということをやはり考えながら、むしろ客観性、透明性ということがありますけれども、15年産米の異常の問題ですとか、いろんな個別事情を挙げていけば切りがないわけですけれども、そういったことを超えて、いわば今後自分たち自身でそういうことを考えていく際に、そのための勉強期間というふうな位置づけできちんととらえるということが非常に大切ではないかなと思います。

そういう意味で、総量についてはやはりこの場でかなりきちんと議論をして、それを踏まえて全国的に過剰になったり、あるいは過小になったりということのないようにすることは非常に大切だと思いますけれども、むしろシェアの仕方の問題については、当事者たる主体の中でどういうふうなことが公平で、どこまで加味するのかということについてはもっとしっかり議論をしていただくような、そういうふうな進め方をぜひしていただけらというふうに思っております。

以上です。

八木部会長 ただいまの立花委員、中村委員、小熊委員の発言に対して事務局から何かコメントありますでしょうか。

高橋計画課長 基本的に宿題をいただいたかと思っております。

立花委員、退席されましたけれど、卸のリスクをヘッジするような手段が要るのではないかと。ここは課題として非常に議論されているところで、業界御自身でも勉強されているようですし、こういう課題があるということは重々承知をしているところでございます。ただ、具体的にどうこうというのは多分この場で御議論する趣旨で御発言されたのではないかと思いますので。

まず備蓄の売り方、回転備蓄というものの考え方。それからMA米の在庫。それから、コストパフォーマンス。これについて整理をしてということで、これは次回に向けての御議論ということで、宿題として承りたいと思います。

もう1点、配分についてですが、決して木を見て森を見ないことにならないように、決して精緻さを追求していくばかりということにならないようにというのは御指摘のとおりだと思っております。

先ほども申し上げましたが、そうは言っても単年度ですべてを望ましい方向に切りかえるということもなかなか難しいということもあると思います。要するに船が非常に大きいものですから。そういう意味で、先ほど来申し上げている、昨年ある意味でできなかった透明性、客観性、それから先々使える一貫性という骨太の部分をこしは押さえたい。それは先ほど中村委員からも御指摘がありました。それがどう変わったのかと。あるいはこういうことはどれだけ続くのかということが県ごとにわからない。あるいはどの県でこういう事情があるからこういう調整ということがいつまで続くのかと。県の方からも来年度の目標面積配分については需給事情で減ることはあっても、下に明確に説明できるように要素を全部見せてほしいというのがほぼ総意になったような意見として出てきております。そういう意味ではまさに御指摘のように、見えない部分の調整ということではなくて、全体、こういう計算でこうなったということで算定する。そこをこしは確保することが重要な目標だろうと思っております。

八木部会長 こもだ委員。それから、奥村委員、峰島委員、お願いします。

こもだ委員 備蓄、在庫についてはもう皆様がおっしゃっていらっしゃるのとおりで、やはり一般の消費感覚からすると非常にわかりにくいことなのですが、移行期ですから、非

常に大変なことがあるとは思いますが、資料3 - 2の頭にも書いてありますように、「米政策改革の推進」のところで、「消費者重視・市場重視の考え方の下、需要に応じた米づくりが行われ安定供給が図られる「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指している」というふうにありますように、この消費者重視・市場重視の考え方に基きますと、今全般的に食品に関してはあらゆるものに関して鮮度ということが非常に重視されているんです。私は食品の開発や売り方、あるいは店舗の展開など、さまざまところにかかわっておりますが、すべて鮮度ですね。そして、賞味期限の表示なども厳しくこれは決められておりますよね。そうした中で考えますと、これは消費者重視・市場重視という考え方と備蓄在庫のあり方というのはいかがなものかという点がありますし、市場重視の考え方をするならば、やはり米の鮮度ということは非常に大事な問題になってくるだろうと思っております。

それから、また売れる米づくりということであれば、この裏側に買われる米というふうなことがあるわけで、これはブランドだとか、精米したそのもののおいしいだとかいうことだけではなく、こういう超高齢化が進んでいるというふうな状況の中で、お米を電気釜でたくことさえしなくなっている家庭が多いわけで、レトルトの御飯だとか、おむすびだとか、あるいは冷凍だとかというようなものの利用率が非常に高いわけですね。そのときに、先般申し上げたのですが、例えば冷凍で劣化しない、白ろう化しにくい米だとか、レトルトでおいしく再現できる御飯だとか、そういった部分が実は消費者にとって非常に買いやすい、利用しやすいお米なわけです。ですから、ブランドでそのままどここのコシヒカリだといって、それが上手に再現できて、そのおいしさというところもたくさんあるんですが、そういう場面が減少しつつあることも事実なので、利用されやすいというふうな部分、買われやすいというふうな部分も売れる米づくりの裏側でしっかりと研究していかなければならないと思っております。

以上です。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 実は、私、備蓄のことで関心ないとは言いませんけれども、1つ確認といたしますが、しておきたいことがあります。

こういう生産数量目標の配分の仕方とか、こういうことはいつまでやるのか。私の感覚では長くても平成19年ぐらいで終わるのかなと思っておりますが、そういうことをきちっと明確に20年以降はこういうことはしないんだということをもう一遍確認をしておく方

がいいのではないかなと思います。これはずらずらっともうちょっと待てよ、もうちょっと待てよという形でいくのなら、こういう検討は大事だと思いますけれども、大事なのは国で試算するのは、国民が1年間どれだけ米を食べるだろうかということはきちっとした分析をしてもらって、それによって生産者、生産地が生産すればいいわけで、そういうことをもう1回、ずっと2年もかけて生産調整研究会の中でやってきたことをもう1回再確認しておかないといけないのかなと思います。

それから、各県の配分のあり方についてもそういう考えとしますと、1つその中でも確認したいのですが、昨年特例措置として補正をやったわけでありましてけれど、いよいよという11月ぐらいになるとどこかの県からやっぱり公平にしなければいけないみたいな意見、例えば転作率の平準化みたいなことも、というようなことはだれかが、どこかで大きい声が出る人から出たときに、やっぱりそうかなみたいなことに絶対しないという確認もとっておかないと、11月末の作業に支障を来すのではないかなと思います。

それから、すべてそういうことは言えるのですが、例えば豊凶、豊作、不作、だからそれを加味しよう。だけど、豊作とか不作というのはどこの辺から豊作なのか、不作なのか、大不作というのか、単なる不作、99.9も不作なのか、100.1も豊作なのか。別に統計部の発表を信用していない、信憑性が低いということではないのですが、必ずしも現場では101だから、ああよかったなという実感は持っているわけでもないし、99だから弱ったなという実感を持っているわけでもないと思います。それが110とか、90以下とか、80とかということになれば、それは実感が伴いますけれど、1ポイントや2ポイントで豊作でもうかったなとか、困ったな、これは借金しなければいけない。そんなとらえ方はしていません。そうすると、細かい作業まで平等に限りなく上も下も平均して100に近づけなければいけないのかどうかということだと思います。

いろいろ集荷円滑化対策でも決まったことを否定するわけではないのですが、この平成20年までの間でも、私、単純に仲間と話をするとき、豊作だから区分出荷する。それはおかしいんじゃないかと。売れる米をつくりなさいということで、売れる米を売れるだけつくってもいいと、自分の責任でという中で、豊作でも売ればいい。不作でも売れなかったらどうするのと。逆に。だから、豊作だから区分出荷しなさいとか、豊作だから云々、不作だからというのは、今の若い人とかはぴんと受け取りがたいんじゃないかなと思ったりもしております。

そういうことも本当の現場では何でかなと、わかりにくいなということの一因になって

いると思っております。

もうちょっとあるんですが、岩田委員さんも意見があるそうですから、これくらいにしておきます。

八木部会長 峰島委員が先に手を挙げておりますから、峰島委員、どうぞ。

峰島委員 今、水田ビジョンにみんな真剣に取り組んでいるさなか、備蓄米が急に60万トンになったとか、そしてまた去年のお米の方が高くて、ことしのお米の方が安い。去年のお米が2万1000円で、ことしのお米が1万6000円だと。そんな現状を今、目の前にして、私たちは売れるお米をつくる。去年のお米よりことしのお米がおいしいということはだれでも御承知のとおりなただけれど、そこにそれだけの値段の差が出てくる。何か卸の方は損しても売るといようなことは余りやりませんし、そういったところから出てくると思うんですが、私たちが真剣に取り組んできた100万トン備蓄というものも崩されて、そしてお米の値段も、今、去年のものの方が高い。そんな現状を見ておりますと、私たち生産者はお米だけの方もいますが、野菜だけの人もいます。お米を買っている農業者もいるわけですので、ぜひ透明性のある一貫した政策をとっていただきたいと要望しておきます。

八木部会長 岩田委員、どうぞ。

岩田委員 時間がないので簡潔に。

もう大体皆さんおっしゃっているのですけれども、在庫備蓄については、竹内さんがおっしゃったのが正論だと思いますので、売り方、その値段の出し方を含めて、御検討いただきたいということと、あと、やはり県別の割り当てというのは知らない人間が聞くと非常にわからない。きょういただいた資料を見ても、必死でついていこうとしたのですが、非常にわかりにくいんですね。少なくとも1ページ目の2の(1)にある「需要実績を基に」は販売実績にさせていただいた方がわかりやすいだろうと思います。販売実績をもとに需要予測を立てて、来年の生産目標をつくるというのが流れなんだろうと思うんですね。それはそれとして、やはり早く国が割り当てるみたいな制度はやめて、つくる方が自主的に自己責任でやる方向に早く定着していただければと思います。そのためには、やはりこれが皆さんの要望もあったというように非常にわかりやすい、説明するときこうなんだとって向こうが納得する、経過措置ではあると思うんですが、手法でなければならぬ。きょうちょうだいしたのは、その点において非常にわかりにくいのではないかと。この一番わかりにくいのはやはり政府在庫の扱いの部分というのが、このままではどうやって、入れるにしても、外すにしてもやや難しいとは思いますが、入れた場合というの

は説明が本当にできるんだろうか。政府在庫も売っていると。それがたまたま産地であって、それを売ったから、ことしは積み増しましょうというような説明はなかなか一般の方にも納得しにくいのではないかと思いますので、非常に単純明確な基本路線をして、それにプラスして、何らかの補正が必要であれば、その補正の部分についてより説明しやすい部分だけを出していくみたいなことにやっていただかないと、ちょっと透明、わかりやすいというところからは今回の資料は何か問題があるかなというふうに感じました。

以上です。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 ちょっと誤解されたら弱るんですが、20年以降はあくまでも自主的に生産者が自己責任でやるのですが、ただ、努力してもカバーできない部分、例えば大災害とか、大冷害とか、大暴落とか、予期せぬことがあったとき、それからそれを潤滑に努力できるような仕組みとかやり方をするための支援というのは国は大いにやっていただいて、支援とか助成は要らないと言っていることではないので、公開制なものですから、この発言がどこか農業者の方からいろいろ批判されると困りますので、そういうことを言っておきます。

それと11月までに配分作業に入るわけですけれども、昨年も私、言いましたけれども、あくまでも直近の販売実績を基礎に私はすべしだと思います。その方が絶対わかりやすいと思います。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 最初短いスパンの話で、今まで出ていない話なのですが、国から都道府県への生産目標数量の話ばかり出ているのですが、これはその後で都道府県から市町村への生産目標設定があるはずなんですよね。それをどういうふうにするかというのは非常に難しく、と私は市町村の立場から思います。なぜかというと、農協が合併して、市町村も合併して、その合併は一緒ではないんですよね。入り組んでおりましてね。過去のデータとか何かも非常に入り組んでいるわけです。しかも、先ほどもちょっとありましたが、行政だけが米の改革に一生懸命なところもあれば、農協が一生懸命なところもあるでしょう。それによってデータが、例えば精緻なデータなんかそこでとれるか、とれないか。多分私はとれないと思いますよ、市町村段階。市町村は県が勝手にやればよいというんじゃなくて、国は少なくともその辺の見通しを、少なくとも枠組みはちゃんとつくらなければいけないのではないのでしょうか。勝手にしろというのが地方自治ではないわけですから。それ

で、じゃ、やれるかという、精緻なものは多分統計的に非常に処理が難しいだろう。

それから、じゃあというので、今までもやっていたのですが、生産調整という非常に農家にとって嫌な仕事を割り当てられるときに、国はいろんなことで都道府県に傾斜配分していたのですよ、今まで。ところが、市町村になると中で全部一律なんですよ。大体一律配分です。なぜかという、いろんなことを考えたら切りがないというか、政治的な圧力もいろいろきますからね。

ですから、その全体の枠組み、都道府県にこうやったからもういいやじゃなくて、そこから下も、あるいは市町村から農家のことも考えてやらないとだめだろうと。そうすると一番わかりやすいやり方が本当は一番説得しやすいやり方なんです。ですから、市場原理みたいなことに最後はなるのかもかもしれませんが、その辺もちゃんと考えなければいかんということです。

それから、もう1つは、もう長い間我々、竹内委員も言ってきたことが例の備蓄の話で、備蓄米の処理はどういうふうにするのか。先入れ先出しが当然だとか、売れないというけれど、売れないなんて、民間にそんな言葉があるかと。つまり、値段を安くして、だれかがおっしゃいましたが、セールをやれば売れないのかよというようなことは民間の人から言うと常識なんですよ。だって、生鮮食品でしょう。先入れ先出しなんて当たり前のことですよ。それがなぜできないかということは、やっぱりこれからはやっていただきたいし、その場合にはルールをきちんとして、公表すべきだと思いますよ。国民はどんなことが話し合われているかわからないだろうから、わかりやすく言いますと、9年産の米が30何万トン売れないであって、これは捨てるとは言いませんが、えさにするというものは何を言っているかという、1000億円ぐらいの価値のあるものがあって、それを100億円で売ろうかと。つまり900億円消えてしまうよという話なんですよ。民間で900億円備蓄で消えたら、その担当者は大変な弾劾を受けるだろうと思うんですがね。国がやればそれでいいのかということになると、そうじゃない。

私は、出してもいいと思うんです。900億出すんなら、こんな形で出さないで、農家のすぐれた担い手にまいたらどうですか、お金を。900億円。その方が前向きな使い方ですよ。人を育てるために900億円使うのと、1000億の在庫が消えて、100億になったという使い方とどっちが前向きだと思いますか。やっぱり前向きに金は使わなければだめだと思うんです。

そういうこともあって、せっかくみんなから出たので、今までもずっと言ってきたこと

なんだけれど、改めてお願いしますけれども、備蓄のやり方を、放出の仕方から何から全部きちんとルール化して、公表してくださいよ。

それから、国民のためではなくて、今の備蓄はどうも農業政策としての立場が多いんだったらそれも公表したらどうですか。つまり、ずっと前から私は言っていたのですが、本当に安全保障のための備蓄だったら、外国の米を備蓄したら一番安上がりなんですよ。恐らくそうじゃないだろう。安全保障のためではないんですね、これは恐らく。国内のお米の需給調整に絡めた備蓄になっているわけですよ。実際にはね。ですから、その辺の建前と本音も透明にして出したらいかがでしょうかね。

ごめんなさい。時間が超過いたしました。別にお答えは要りませんので。

八木部会長 今井委員、どうぞ。

今井委員 済みません、加倉井委員がまとめてくださったのに、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、政府米の各県の買入れの要素といいますか、どういう形で各県に配分されているの、その辺、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

八木部会長 16年産ですか。過去ですか。

今井委員 過去で……。

高橋計画課長 過去に政府が買う方ですか。

今井委員 買入れです。

高橋計画課長 どういう基準でやっていたかということですか。

今井委員 はい。

高橋計画課長 そこは基本的にはどれぐらいの出回りがあるかということが一番のベースだったわけですが、要するに市中に。市中というか、市場にどれぐらい出回っているかということをお案して、その量に応じてウエートづけをして配っていたというのが一番端的に言えば今まではそういう考え方でした。

今井委員 今までと16年産に対しての違いというのはどちらにあるんですか。

高橋計画課長 先ほどお配りした資料の中で資料1 - 4ですけれども、お手元にありますか。資料1 - 4の2枚目の参考をもらいますと、1の(1)ですけれども、広域流通し、認知度の高いセンター上場銘柄、要するに県をまたがって流通するような、全国流通するような銘柄を基本にしますと。それから、(2)で、その銘柄別の基本予定数量は、出回り数量比をとということで、1つまず広域流通銘柄という前提をつくった上で、その中の銘柄別の買入れ数量は出回っている数量を基本にということをお考えしています。

高橋食糧部長 従来と今回やろうとしている買入れの大きな差というのは基本的にはないと思っていただいて結構だと思います。

どんなものを買うかということに関しては、従来随意契約で買っておりましたので、こちらの方で今申し上げたような全国に流通するような銘柄、しかも出回り量に応じて買うという基本的考え方は今回も変わりません。

ただし、買い方が従来は随意契約で、例えばこちらの方から何々県産のお米は何トン買いますと。配分の考え方は基本的にそうやっていたわけですが、今回からは一般競争入札で買いますので、こちらとしては予定数量はそういう形で同じように決めますけれども、実際は市場の価格の入札価格に応じて買うという形になります。

ただ、先ほど山田委員からも言われておりましたけれども、何回か、例えばこちらはこれだけ買いたいと申し上げて、相手から、これは私ども自分たちで売っちゃうから売れませんよということになれば、じゃ、その余った分をどういうふうにするかというのを考えていかなければいけないわけですが、県別とか銘柄別の買い方についての基本的な大きな差はないと思っていただいて結構です。

ただ、従来は食糧法、あるいは昔の食管法の時代は各県ごとにこちらからこれだけのものを買いますと。さらにもっと昔ですと買入れ予定数量というのが決まっていたのですが、そういうような形でこちらから大体需給に応じてこれだけのものを買いますとやっていたのですが、今回も基本的には同じ考え方で買う予定を決めます。ただし、實際上、市場から買いますから、それは市場で実際に売り買いの中で決まってくるということになります。

八木部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

予定の時間も過ぎておりますが、ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日は活発な御議論をありがとうございました。

先ほどの事務局からの説明及び各委員の皆様からの御意見等を私なりに整理いたしますと、まず 17 年産米の生産目標数量の設定に当たっては、客観的で、しかも透明性のある需要予測を基礎に、しかも都道府県産米の需要に応じた生産を促進する手法によることが原則であると。こういうことではないかと思えます。そして、その際に使用可能なデータをもとにした都道府県別の需要見通し、各年の作柄状況、生産調整の実施状況等の需要実

績に与える影響をどのように整理するか。あるいは備蓄水準をどうするかということが論点になっていたと思います。

事務局におかれましては、本日各委員からいろいろな意見がございましたけれども、それを十分に踏まえまして、次回の食糧部会では、10月15日現在の16年産米の作況、収穫予測数量等を踏まえた17年産米の全国の生産目標数量、次回の食糧部会では全国の生産目標数量並びに都道府県別生産目標数量について御議論いただくわけでございますけれども、その配分の考え方について十分に御検討の上、提案されるようお願いいたします。

なお、次回の日程につきましては事務局から直接皆さんのところに御連絡がまいるかと存じますが、11月中、下旬ころになるかと思えます。お忙しい中ではございますが、引き続きよろしくお願いいたします。

閉 会

八木部会長 以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。
ありがとうございました。